

太井第37号生産緑地〔一部〕の概要及び買取り申出に伴う経過について

1. 買取り申出のあった生産緑地地区について

(1) 生産緑地地区名 太井第37号生産緑地地区〔3, 853㎡〕の一部

行田市門井町二丁目22番16

行田市門井町二丁目22番17

行田市門井町二丁目22番18

(2) 地目	登記地目及び現況	登記地目	現況
	行田市門井町二丁目22番16 (421㎡)	田	生産緑地田
	行田市門井町二丁目22番17 (459㎡)	田	生産緑地田
	行田市門井町二丁目22番18 (256㎡)	田	生産緑地田

(3) 買取り申出の理由 主たる従事者である土地所有者が死亡したため。

(4) 買取り申し出日 平成30年7月31日

(5) 買取り希望価格 103,092,000円

2. 買取り申出に係る事務手続きの経過について

(1) 買取り申出日 平成30年 7月31日

(2) 市内部への買取り意向の照会 平成30年 8月15日

(3) 市内部からの回答 平成30年 8月24日 (買取り希望なし)

(4) 買取り申出に伴う通知 平成30年 8月31日 (買取れない旨の通知)

(5) 農業希望者への斡旋 平成30年 9月 6日 (農業委員会への依頼)

(6) 農業希望者なし 平成30年11月 2日

(7) 行為制限の解除通知 平成30年11月 2日

(8) 変更協議 令和元年 8月 1日

(9) 協議回答 令和元年 8月 6日

(10) 案の告示 令和元年 9月24日

(11) 変更協議 令和元年 9月24日～10月8日